

久喜市広告付番号案内表示システムに関する取扱要綱

平成26年2月21日

告示第92号

(趣旨)

第1条 この告示は、番号案内表示機の一部を利用し、民間広告映像を放映する番号案内表示装置（以下「広告付番号案内システム」という。）を市が無償で提供を受けることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告付番号案内システム 番号発券機、番号案内表示機、番号案内、市政情報及び民間広告を表示するモニター、システムを運用するパソコン等の機器をいう。
- (2) 事業者 民間広告の放映を希望する者を募集し、広告原稿の事前確認及び校正並びにその広告主との調整、行政情報及び広告映像の制作、更新、並びに運用管理に係る一連の業務を行い、広告付番号案内システムを無償で提供し、設置及び運用する者をいう。

(広告基準)

第3条 広告付番号案内システムで放映する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治性のあるもの
- (2) 宗教性のあるもの
- (3) 風俗営業に関するもの及びこれに類するもの
- (4) 選挙関係のもの
- (5) 社会問題についての主義主張（意見広告）
- (6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの

(8) その他広告として適当でないと市長が認めるもの

(設置場所)

第4条 広告付番号案内システムの設置場所は、市役所本庁舎市民課（総合窓口）及びホール等とする。

(設置期間)

第5条 広告付番号案内システムの設置期間は、事業者との協定における履行期間とする。ただし、市は事業者と協議の上、期間を延長することができるものとする。

(行政財産の使用許可申請)

第6条 事業者は、広告付番号案内システムを設置するにあたり、市長へ久喜市財産規則（平成22年久喜市規則第69号）に定める行政財産の使用許可の申請を行い、許可を受けなければならない。

(使用料等)

第7条 事業者は、本庁舎使用に伴う久喜市行政財産の使用料に関する条例（平成22年久喜市条例第67号）に定める使用料及び広告付番号案内システムの民間広告に係るモニターの使用に伴う電気使用料相当額を市へ納めるものとする。

(事業者の募集方法)

第8条 事業者の募集は、市のホームページにより行う。

(事業者の選定)

第9条 広告付番号案内システムの申込があったときは、別に定める久喜市広告付番号案内表示システム選定委員会において、提出された関係書類により、審査及び評価を行い、事業者を選定するものとする。

(協定の締結)

第10条 市長は、選定された事業者と協定を締結するものとする。

(その他)

第 1 1 条 放映される広告の内容に関して疑義が生じた場合は、事業主及び広告主双方が協議の上解決するものとする。

(委任)

第 1 2 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。